

スキーのあとの豚汁は最高だね！

3 | 2

Topics

3月



国設占冠中央スキー場で、村民スキー大会が開催され、地域住民の園児から大人まで約50人がスキー競技を楽しみました。
大会終了後には、豚汁が参加者にふるまわれました。皆さん、口々に「おいしいねえ」と目を細めながらいただいています。
少しだけ冷えた体に温かい豚汁は格別ですね。

エゾシカ対策協議会 ～猟区設定に向け議論～

3 | 14

村の 出 来 事

の
で
来
事
こ
と

村内の出来事、
話題をお届けします



3月14日、占冠村総合センターでエゾシカ対策協議会が開催されました。
占冠村が提案する猟区の運営体制など概要について説明が行なわれ、より良い猟区に向けて活発な意見交換が行われました。

村長室のテーブルは占冠村産



村長室のテーブルが新しくなりました。
テーブルは、天板がカツラ、足の部分はカバが使用されており、占冠村の山の中から産出されました。また、組み立てには釘が一切使われていません。
このテーブルは、しもかぶ工房で製作されました。

どうぞ、いらしてください。

村長室を開放します

村長室では、住民の皆さんと気軽にお話しをする「村長室開放」日を設けております。
また、毎月一日、村長室がトマム支所に移動します。

■日程は次のとおりです。

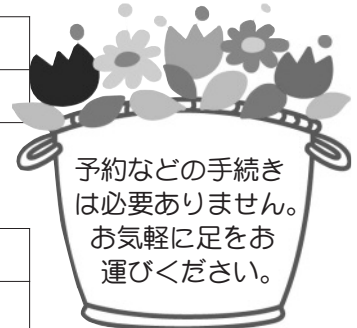
★村長室開放の日程

日にち	開放時間	場 所
「0」の付<日	午後2時～午後4時30分	村長室

※10日、20日、30日

★村長室移動の日程

日にち	執務時間	場 所
毎月「15日」	午後1時45分～午後5時00分	トマム支所



◆ご理解いただきたいこと

- 「村長室開放」の日に村長が不在の場合は副村長が対応します。
- 「0」の付<日（10日、20日、30日）が土曜日、日曜日、祝日の場合は中止とします。
- 「村長室移動」の日（15日）が土曜日、日曜日、祝日の場合は、その前後で調整します。
- 毎月の日程は広報に挟んでいる「村のカレンダー」でお知らせしますが、村長の公務により、急きょ日程が変わる場合があります（村長室移動の日）。

◆お問い合わせ先

企画商工課 企画担当 電話 56-2124

土地及び家屋の価格等縦覧帳簿の縦覧及び固定資産課税台帳の閲覧について

次のとおり縦覧及び閲覧することができます。

縦覧

村内の固定資産の納税者が、自己の資産（土地・家屋）を他の資産の評価と比較することができるよう所在や価格等が記載されている縦覧帳簿をご覧になることができる制度です。

【縦覧期間】

4月1日から7月31日まで（土・日・祝祭日を除く）

【縦覧時間】

午前8時45分から午後5時30分まで

【縦覧場所】

占冠村役場総務課課税務担当窓口

【縦覧できる人】

納税義務者および同居の親族、納税管理人、代理人、相続人

【持参するもの】

縦覧する者の印鑑（法人の場合は代表者印または委任状）

※納税者本人以外が縦覧する場合は、委任状が必要です。

固定資産課税台帳の閲覧

台帳に登録された内容を確認することができる制度です。7月中旬に納税通知書と合わせて

送付する課税明細書と同じ内容となっております。

【閲覧期間】

4月1日から平成27年3月31日まで（土・日・祝祭日を除く）

【閲覧時間】

午前8時45分から午後5時30分まで

【閲覧場所】

占冠村役場総務課課税務担当窓口

【閲覧できる人】

- ① 納税義務者又は納税管理人
- ② 土地や家屋を有償で借りている人
- ③ 固定資産の処分をする権利を有する一定の人

【持参するもの】

- ① 縦覧する者の印鑑（法人の場合は代表者印または委任状）
- ② 権利関係を示す書類（賃貸契約書、地代・家賃の領収書等）

※納税者本人以外が閲覧する場合は、委任状が必要です。

■お問い合わせ

総務課 税務担当
電話 56-2125